

傷病等級及び障害等級の決定に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年浜松市条例第27号)第8条の2に規定する傷病補償に係る傷病等級及び第9条に規定する障害補償に係る障害等級の決定について必要な事項を定める。

(障害程度診断書の提出)

第2条 傷病補償又は障害補償の請求をしようとする者は、あらかじめ障害程度診断書(別記様式)を実施機関に提出しなければならない。

(障害程度の検診)

第3条 実施機関は、前条の障害程度診断書を提出した者に対し、傷病等級及び障害等級を決定するための検診医として浜松市が指定する県浜松医療センター(以下「センター」という。)において、障害程度について検診を行うものとする。

(意見書の提出)

第4条 実施機関は、前条の検診後、障害程度についてセンターから意見書の提出を受けるものとする。

(等級の決定)

第5条 実施機関は、前条の意見書及び地方公務員災害補償基金の実施する常勤職員の公務災害等の補償に準じ、傷病等級又は障害等級を決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。